

奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

奈良県議会議長 安井宏一

奈良県議会規程第二号

奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

奈良県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年十月奈良県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

分	離	課	税		
			土地等の事業・雑所得		
短期譲渡所得	長期譲渡所得	株式等の事業・譲渡・雑所得	先物取引の事業・雑所得		

第三号様式中

を

分	離	課	税	
			土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得	長期譲渡所得	株式等の事業・譲渡・雑所得	上場株式等の配当所得	

に改める。

	先物取引の事業・雑所得		
--	-------------	--	--

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。